

福井県健康福祉部保健予防課 担 当 者 安達、野路、上藤 電話番号 0776-20-0351 県庁内線番号 2625、2626

腸管出血性大腸菌感染症の発生について(令和2年 第7報の続報)

令和2年6月26日に発表した、若狭健康福祉センター管内において発生した腸管出血性大腸菌 感染症(令和2年第7報)に関して、発表時以降、新たに判明した内容および経過は次のとおりで

前回(第7報)の概要

若狭健康福祉センター管内在住の男児 1名 患 者 腹痛等の症状があったが、回復している。

1 接触者の状況

衛生環境研究センターで実施した接触者6名の検便の結果、1名(30代 男性)の便から腸 管出血性大腸菌〇26およびベロ毒素を検出した。当該患者に腹痛等の症状があったが、現在は 回復してきている。

残り5名は陰性であった。

2 対応

若狭健康福祉センターにおいて、次の措置を実施した。

- ① 本人の健康状態、行動および喫食状況を調査
- ② 衛生教育の実施
- ③ 自宅等の消毒の指示 食中毒については、その可能性も含め医薬食品・衛生課(0776-20-0354) で調査中です。

腸管出血性大腸菌威染症の発生状況

の場合日本住人物国際来位の先生人化										
				平成30年	令和元年 (全国は暫定数)		令和2年 (全国は6月14日現在)		備考	
全	田	届(出数 (人)	3, 854	3, 6	8 3		5 3 5	昨年同期:	733 人
福	井県	届出数	(人)	3 9		3 1		9	昨年同期:	5 人
		有症者(人)		2 6	2 6 1 6			7	昨年同期:	4 人
		無症者(人)		1 3	1 5			2	昨年同期:	1人
		初発	(月日)	1/31	1/21		2/1	.7		
		最終	(月日)	11/28	12/24	1				

※ 腸管出血性大腸菌感染症の発生がありましたので、以下のことを徹底してください。

感染を予防するには、各家庭において次の事項に留意することが大切です。また、腹痛 や下痢、血便等の症状がある場合には調理等を行うことを控え、早めに医療機関を受診し ましょう。

- ① 少量の菌で感染が成立することから、手洗いが最も重要です。特に調理や食事の前、 用便後や便の始末をした際には十分に手を洗いましょう。
- ② 調理器具は食品ごとにこまめに流水で洗い、熱湯をかけておきましょう。 ③ 生野菜は流水でよく洗い、肉類や加熱する食品は十分に加熱 (中心部を75℃で1分間以上) しましょう。
 - →生食用の牛レバーおよび豚肉(内臓を含む。)は提供・販売されていません。
- ④ 焼肉をする場合は、生肉専用の箸を用いるなど、箸の使い分けをしましょう。